

入札公告

航空機保険について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和3年1月28日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する事項

- 1 名称
奈良県消防防災ヘリコプター航空機保険
- 2 仕様等
仕様書及び入札説明書によります。
- 3 保険の期間
令和3年3月7日午後4時から令和4年3月7日午後4時まで

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（4）までに該当する者が、この入札に参加することができません。なお、複数の保険会社が共同で引き受ける契約形態（以下「共同保険契約」という。）を可能としますが、共同保険契約事業者は、単独で契約を希望する事業者と同様1回の応札しかできません。また、共同保険契約を希望する事業者は、入札日の前日までに到着するよう、入札説明書添付の「共同保険契約による入札申込確認票」を次の第3の1に記載の場所宛てに送付してください。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、「大分類：Q」、「中分類：7諸サービス」、「小分類：⑮その他サービス」に損害保険で登録をしている者であること。
- （3）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

第3 入札、開札の日時及び場所等

- 1 契約を担当する部課等の名称、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先
〒630-2166 奈良市矢田原町2450番地
奈良県総務部知事公室消防救急課 奈良県防災航空隊
電話0742-81-0399（直通）
- 2 入開札の日時及び場所
令和3年2月19日（金）午前10時
奈良市登大路町30番地
奈良県消防救急課分室（奈良県庁本棟2階）

3 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県消防防災ヘリコプター航空機保険」と朱書して、令和3年2月18日（木）午後4時までに第3の1に記載の場所に到着するようにしてください。なお、共同保険契約を希望する事業者は、入札説明書添付の「共同保険契約による入札申込確認票」も必ず同封してください。

第4 競争入札資格の確認

入札参加者は、入開札に先立ち、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

提出時期 令和3年2月19日（金） 午前10時（入開札時）

提出書類 ①競争入札参加資格確認申請書

②入札参加資格審査結果通知書の写し（奈良県知事からの通知書。
参加資格が有効期間内のものに限る。）

なお、郵便による入札を行おうとする者は、第3の3に記載する日時までに第3の1の場所に到着するようにしてください。その際、入札書を入れた封書とは別の封筒とし、入札書とは同封しないでください。

第5 その他

1 入札保証金

免除します。

2 契約保証金

契約の相手方は、契約金額（単価の場合にあっては、公告等で示した予定数量を乗じて得た金額。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号に該当する者であるときは、免除します。

3 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

4 契約書作成の要否

契約書の作成は要しませんが、次の5の落札者決定後2カ月以内に保険証券の作成を要します。

5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

6 契約の解除等

契約締結後、契約者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

（1）契約者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 契約者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 契約者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 契約者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

7 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。